

《 私道整備助成制度のあらまし 》

私道の舗装や側溝などの整備を私道関係者が行う場合、市がこの整備工事に要する費用の一部を助成するものです。

1. 助成対象となる私道（主な条件）

- ①道路の幅員が2.0 m以上であること。
- ②土地所有者以外の方も通行出来るなど、一般交通の用に供されていること。
- ③舗装だけ整備を行う（ご希望の）場合、側溝などが既に設置されており、その機能をはたしていること。
（側溝などが無い場合は、側溝などの路面排水施設の整備が必要となります。）
- ④行止まり道路の場合、私道を利用している住居が2戸以上あること。
- ⑤私道の所有者の承諾が得られること。
（一部舗装の場合は、私道の一部の承諾が得られること。）

2. 助成対象工事の内容

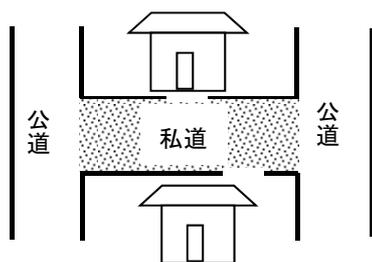
（1）舗装を新設又は改築する工事（一部舗装の場合は、延長10メートル以上、かつ、全幅員であること。）

（2）路面排水施設を新設又は改築する工事

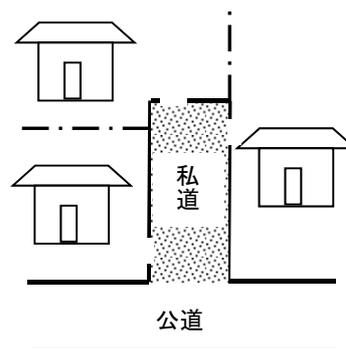
※ただし、路面排水施設の部分的な新設・改築（補修）は対象となりません。

3. 助成対象工事の助成率

通り抜け道路
（助成率75%）



行止まり道路
（助成率60%）



※ただし、敷地延長部分は対象となりません。

4. 助成制度の説明

私道整備の実施にあたり、この整備は私道所有者や私道に隣接する住居の居住者が主体となって施工するという認識を持っていただき「どのような整備をしたいのか」そして「整備費用をどうするのか」等を十分話し合いをして下さい。

市では、立会いのうえ、私道整備助成制度の内容の説明や助成対象事業の条件に適合するのかなど、現地にて相談・確認を行います。

5. 施工業者の選定

施工業者は、市川市の「入札参加業者適格者名簿（工種：土木一式工事・舗装工事）」に登録されている市内業者から選定していただきます。

6. 助成金の対象工事費

助成金の対象工事費は、業者の見積り額と、市が積算した額のいずれか少ない方の額とします。

7. 助成金の交付申請

整備の方針が決まりましたら、交付申請書と関係書類を提出していただきます。

市では提出された申請書類の審査を行い、助成金交付の可否の結果を通知書にてお知らせします。通知書では助成金額も併せてお知らせします。

8. 工事の着手

市から助成金交付可否決定通知を受けてから、施工業者と工事の契約を結んでいただき、工事の着手となります。

また、整備内容に変更が生じた場合は、変更の承認手続きをしていただきます。

9. 助成金の交付

工事が完了しましたら、申請のとおり工事されているのか、市が現場及び書類を確認し、最終的に確定した工事費に対する助成金額を通知しますので、確定した助成金額を市へ請求していただき、市から助成金を交付します。

この整備は私道所有者や私道に隣接する住居の居住者が主体となって行うものであり、整備に係る一切の紛争等の処理は、皆様で責任をもって対処していただきます。

※「私道整備助成制度の流れ」を参考にしてください。

お問い合わせ 市川市役所 道路安全課 整備グループ
電話 047-712-6351